

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する回答	
【陳情事項】	【回答】
<p>【1】</p> <p>①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実にすすめてください。</p>	<p>【1】</p> <p>① 住民の福祉の増進を行財政運営の基本としている。</p>
<p>②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。</p>	<p>② 新市の予算編成時の事業継続の必要性を検討する。</p>
<p>③税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。</p>	<p>③ 納税者の立場にたち、不平等のないよう行政サービスの提供に努めます。</p>
<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>	<p>【2】</p> <p>1</p> <p>(1)</p> <p>①風水害等により財産の著しい損害や、生計維持者の死亡等により収入金額が著しく減少した場合に減免申請することができる。制度変更の予定はない。</p>
<p>②低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p>	<p>②社会福祉法人利用者負担減免、介護保険利用者負担額助成制度があり、拡充予定はない。</p>
<p>③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。</p>	<p>③ 特にサービス制限は行っていない。</p>
<p>④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	<p>④現時点では施設整備の予定なし</p>

<p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>⑤県等が実施する人材確保関連事業に対し協力</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>(2) ①配食サービスは、偏りがちになりやすい高齢者世帯の食事の改善を支援するとともに安否確認を行うことを目的にしているため、現在は週2回の自己負担300円で実施。自己負担の引き下げ及び会食方式については実施予定なし。</p>
<p>②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。 ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。 イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。 ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。 エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。</p>	<p>② ア. 予定なし イ. 予定なし ウ. 宅老所は1箇所町で運営、サロンについてはボランティアにより自主運営されており、社会福祉協議会が独自に支援を行っている。 エ. 予定なし</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>(3) ①身体障害者との均衡を考慮して、要介護1以上で主治医意見書の障害老人の日常生活自立度A1以上としている。</p>
<p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>②認定結果送付時に要介護1以上の方全員に「障害者控除対象者認定申請書」送付。(平成21年12月より実施)</p>

<p>2. 高齢者医療などの充実について</p> <p>①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p>	<p>①現在一色町では、75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としております。今のところ、対象を拡大する予定はありません。</p>
<p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p>	<p>②資格証明書の発行は、高齢者の医療確保に関する法律第54条により、広域連合が交付することとなっております。現在、対象者なし。</p>
<p>③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p>	<p>③町としては県制度に準じて考えていくため、今のところ、適用する予定はありません。</p>
<p>3. 子育て支援について</p> <p>①18歳年度まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。</p>	<p>①中学卒業後 18 歳到達月までの入院は2/3 助成(非課税世帯は全額助成)しています。</p>
<p>②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。</p>	<p>②平成 21 年4月より産前 14 回受診助成実施 産後の受診については予定なし。超音波検査については、35 歳以上の方について 1 回助成</p>
<p>③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。</p>	<p>③就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.5倍以下の世帯であり、申請受付は各学校の他、町教育委員会事務局でも行っている。</p>
<p>④義務教育は無償の立場から学校の給食は無料にしてください。</p>	<p>④予定なし</p>
<p>4. 国保の改善について</p> <p>①国民健康保険制度の広域化に反対してください。</p>	<p>市町村が単独で国保事業をおこなうのはリスクも大きく、国保制度は小さな保険者が個々に支えるのではなく、大きな保険者が支えるほうが望ましいと考えます。 広域化に反対する理由が見つかりません</p>

<p>②保険料(税)について ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。</p>	<p>経済情勢の悪化による税収不足や医療費の高騰のため、一色町の国保財政も悪化したため、平成22年度に本町が国保税として徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税額の不足分を中心に税率改正を実施しましたが、まだ西尾市幡豆郡三町では一番低い率となっています。 来年度は市町の合併があるため、西尾市の税率になるため少し上がりますが、新市として健全な国保財政に努めてまいります。</p>
<p>イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p>	<p>地方税法第703条の4の規定に基づき均等割を賦課するものであります 税の公平性からは、全ての者に均等に賦課するものと考えています。</p>
<p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p>	<p>市町村国保が個々に減免制度をつくり対応するより、国レベルで生活保護基準又は国保減免制度を考えるべきではないかと考えます。 一色町国保は、西尾市に合併されてしまうので一色町としては、減免制度は設けることは不可能であります。保険者毎に差がでてくるのは好ましくないので、国の統一した制度に期待しています。</p>
<p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>減免要件は、「前年度所得が、300万円以下で、当年見込み所得が前年度所得の5/10以下」で、西三河管内の市町とほとんど同様です。来年度西尾市の規則によることとなりますが、一色町と同じであります。</p>
<p>③保険料(税)滞納者への対応について ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p>	<p>資格証明書の発行は、国民健康保険法第9条に基づき特別な事情がないのにもかかわらず納期限から1年以上納付しないものを対象とし、資格審査会を開催し、審議した後に発行しています。母子家庭や障害者のいる世帯などは生活弱者と考えられますが、所得が多いのにもかかわらず納付しない悪質な世帯もあります。 そのような世帯まで、資格証明書を絶対発行しないということは、公平公正の観点からできることではありません。 また、義務教育終了前の子どもについては、全て保険証を届けるようにしています。</p>
<p>イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p>	<p>滞納者に対する給付制限は実施していません。</p>
<p>ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p>	<p>短期保険証は、通常の保険証と同等に保険給付も受けることができます。 短期保険証を交付することにより、最低でも半年に1回接触を持つことができるため、滞納世帯の生活状況等をより把握する観点からは良いのではないのでしょうか。</p>

<p>エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>滞納整理や窓口、電話での納付相談の際に、加入者の生活実態の把握に努めています。 生活実態を無視した保険税の徴収や差し押さえはしません。 無保険者の調査は、実施することは可能ですが、無保険にはそれぞれ理由があります。 調査をしても、職権で強制的に適用するのは難しいと考えます。</p>
<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にはわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>一部負担金の減免制度については、国保法第44条において規定されていることから、平成16年度くらいから西三河の国保保険者において要綱で定められてきましたが、本町ではまだ制度化されていません。来年度、合併となるため、新西尾市の要綱に基づき実施されることとなります。</p>
<p>5. 障がい者施策の充実について ①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。 ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。 イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。 ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。 エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。 オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。</p>	<p>5. ①実施予定なし ア. 実施予定なし イ. 実施予定なし ウ. 実績状況により予算増額 例 平成 21 年度 8,507 千円 平成 22 年度 11,057 千円 エ. 実施予定なし オ. 実施予定なし</p>
<p>②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。</p>	<p>②実施予定なし</p>

<p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p>	<p>6.</p> <p>①特定健診、歯周疾患検診については自己負担なし。特定健診については、個別医療機関・集団健診を実施</p>
<p>②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。</p>	<p>②16歳から39歳までの健康診査も自己負担なしで実施</p>
<p>7. 予防接種について</p> <p>①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。</p>	<p>①実施予定なし</p>
<p>②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。</p>	<p>②実施予定なし</p>
<p>8. 生活保護について</p> <p>①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>①保護が必要な人には県との連携により早期の保護費の支給に心掛けている。</p>
<p>②就労支援や生活指導を個別にいていないおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	<p>②県との連携により課全体で対応するようにしている。</p>

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

【3】

1. 提出予定なし

<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p> <p>③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p> <p>④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。</p> <p>⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p> <p>⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p> <p>⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。</p>	<p>2. 提出予定なし</p>
<p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <p>①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。</p> <p>②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。</p> <p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。</p>	<p>3. 提出予定なし</p>